

須磨区青少年を地域で讃える賞選考要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「須磨区青少年を地域で讃える賞」とし、須磨区青少年を地域で讃える賞規程第7条にもとづき、選考基準等の細目について定める。

(賞の種類)

第2条 本賞は、社会部門、文化・スポーツ等の部門の2部門を設ける。

(表彰の機会)

第3条 表彰の機会は次のとおりとする。

- (1) 個人の場合は、同じ内容での受賞は、学校・団体・グループ、種目、活動につき1回限りとする。
- (2) 団体の場合は、同じ内容での受賞は、直前に受賞した年度を基準として3年以上が経過している場合に限る。
- (3) 本賞の受賞者は神戸市が行う「こうべユース賞」受賞者と重複しない。
- (4) 個人または団体が同じ事項で他の団体または機関により表彰されている場合には、原則として重ねて表彰しない。

(選考基準)

第4条 本賞は、須磨区内に在住又は在学又は在勤する概ね25歳までの個人、団体・グループ(以下「青少年」という。)で、次の選考基準に該当する個人、団体・グループ(以下、「者」という。)に授与する。

(1) 社会部門

- ア 須磨区内で防犯・防災・環境・福祉等社会課題への継続的な貢献をしている者。
- イ 須磨区内で、継続的に仲間づくりやグループ活動の推進に積極的に努めている者。
- ウ 善行など青少年の模範となる良い行いがある者。

(2) 文化・スポーツ等の部門

- ア 神戸市、兵庫県、近畿規模の大会、演奏会等において第一位から第二位までの成績を収めた者。または、それに相当する成績を収めた者。
- イ 全国的規模の大会、演奏会等において第三位の成績を収めた者。または、それに相当する成績を収めた者。
- ウ 種々の困難な環境や状況を克服するなど、青少年の模範となる者。

附 則

この規程は、令和2年10月20日から施行する。

この規程は、令和5年10月4日から施行する。